

インフルエンザ登園許可書

お子さんがインフルエンザにかかった場合、

- ① 欠席届や電話、お手紙等でインフルエンザのかかったことをこども園に知らせてください。欠席ではなく、出席停止となります。
- ② 登園する際は、インフルエンザ登園許可願いを提出してください。医師による診断書の提出は必要ありませんが、必ず病院受診し、出席停止期間を守りましょう。
- ③ 兄弟が欠席をする必要はありませんが、マスクの着用をお願いします。

<保護者記入用>

インフルエンザ登園許可願い（保護者記入）

米須こども園 園長殿

クラス：_____

園児名：_____

令和 年 月 日、医療機関名 _____において
インフルエンザ A または B と診断されました。

令和 年 月 日現在インフルエンザ症状の発症した後 5 日間を経過し、かつ、解熱した後 3 日間を経過しましたので、登園の許可をお願いいたします。

保護者氏名 _____ 印

	発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目
月日（曜日）	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
解熱薬使用の有無	有・無							
朝の体温	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
	°C							
夕の体温	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
	°C							
備考	有・無							

◎発症後 5 日目までは全員登園停止です。

解熱後 3 日間とは…解熱薬を使用しないで発熱しなくなり 3 日を経過したことを行います。例：発症後 2 日目に解熱すると、3・4・5 日目は自宅安静期間です。6 日目より登園可能となります。

※発熱した日及び解熱した日は 0 日と数えます。

※発症（発熱）が出てきた日から体温を測定し、記載してください。

※発熱期間が長く、記録様式が足りない場合は、裏面、あるいは別の記録用紙を添付するなどしてください。

※登園初日受け入れ時に検温を実施しますので、ご了承ください。

ここまで全員登園禁止です。

解熱後 3 日後経過しても、発生後 5 日目までは自宅安静期間となっています。